

第3回 淡輪-北港スプリリングヨットレース 帆走指示書 (S I)

1、適用規則

- 1.1 本レースは、「セーリング競技規則2021-2024 (RRS)」に定義された規則を適用する。
- 1.2 本レースにおいて適用する全ての規則において、次のとおりとする。
 - 1.2.1 [SP] は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。
 - 1.2.2 [NP] は、この規則の違反の艇は、艇による抗議の対象とならないことを意味する。これは、RRS 60.1 (a) を変更している。

2、競技者への通告

競技者への通告は、大阪北港マリーナ・メルボルンハウスに設置された公式掲示板にて行う。

3、出艇申告 [NP]

出艇申告は、2024年5月4日に淡輪ヨットハーバー内に設置したレース本部にて行う。
なお、5月5日には出艇申告を受け付けない。

4、帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、次のいずれかによるものとする。

- 4.1 開催日の06:00までに、主催団体のホームページまたは公式掲示。
- 4.2 開催前日の艇長会議において、出艇申告を完了させた全艇が承諾した口頭による通知。

5、陸上で発する信号 [NP]

- 5.1 陸上で発する信号は、淡輪ヨットハーバーのレース本部のポールに掲揚される。
但し、掲揚は出艇申告受付開始前から予告信号までとする。
- 5.2 AP旗が音響2声と共に掲揚された時は（降下の時は音響1声）「レースは延期された。予告信号はAP旗の降下後30分以後に発せられる」ことを意味する。これはレース信号、AP旗を変更している。

6、日程

| | |
|-----------------------------------|---------------------------|
| 2024年5月4日 (木) | 淡輪ヨットハーバー |
| 15:00~16:00 | 出艇申告 |
| 16:30~ | 艇長会議 *前夜祭は行わない |
| 但し、出艇申告と艇長会議は、関空一周レースの進行状況により調整する | |
| 2024年5月5日 (金) | |
| 7:55 | 予告信号 (淡輪ヨットハーバー沖) |
| 15:00 | タイムリミット (大阪北港 舞洲沖) |
| 成績は大阪北港ヨットクラブ (OHYC) のHPに掲載する | |
| 2024年5月11日 (土) | 表彰式 (関西ヨットクラブのカーニバルイベント内) |

7、クラス旗

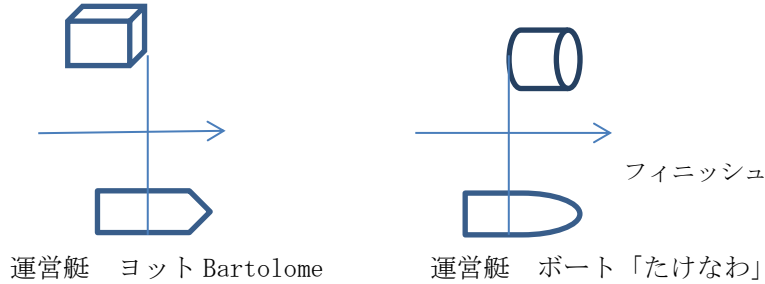
クラス旗は各クラス共通で、OHYCクラブ旗を用いる。

8、運営艇、マーク

8.1 通過すべきマークの順序、及び通過する側を示す。

スタート・関西島南沖 フィニッシュ・大阪北港（西宮一文字堤防・尼崎口の沖）

マーク 黄色の立方体 オレンジ色の円柱体



8.2 スタートラインは淡輪マリーナ沖に設置するが、海況等により変更(北上等)させることがある。
この場合、運営艇はL旗を掲揚して移動する。

8.3 **フィニッシュラインは、N34° 40.25' E135° 23.00' に設置する。**

この位置は概位であり、この位置の相違は救済要求の対象とならない。

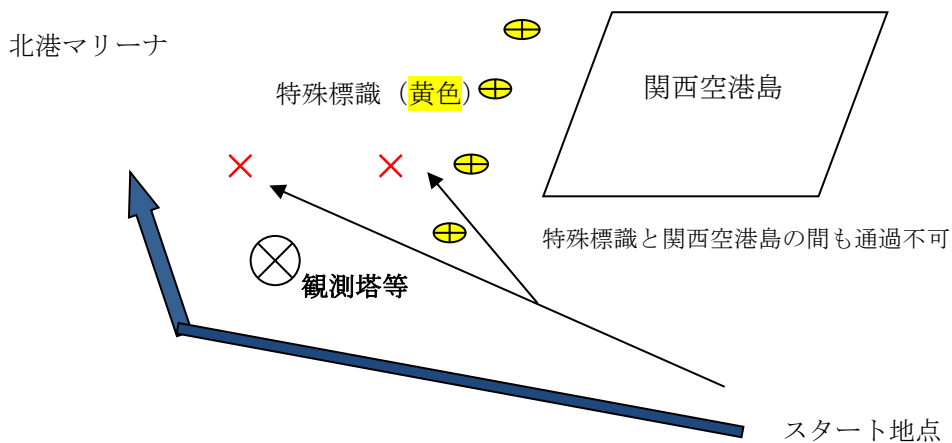
9、レースエリア

9.1 大阪湾内の関西空港島南沖から大阪北港（舞洲沖）への海域の約2.5マイル

[NP] 付属文書①の海図に示されたコース図は、関西空港島から大阪北港マリーナに至るコースの概略を示したものである。海図に記載した実線は概位であり、位置の不正確さは艇による救済要求の根拠にはならない。この項はRRS 60.1 (b) を変更している

9.2 帆走禁止区域を設ける

- ① 関西空港連絡橋の下（関西空港島の西側を北上してください）
- ② 関西空港を囲む、特殊標識等で示された海域
- ③ 関西空港島の西南方向1マイル以内に、観測塔及び灯標等（以下、観測塔等と称する）が設置されている場合、レース艇は観測塔等と関西空港島との間を通過してはならない。（観測塔等の南側から西側へと回り、大阪北港（舞洲沖）を目指すこと） 付属文書②



- ④ 夢洲沖新島の南西にある大阪灯標の西側を通過する事（付属文書③参照）

10、スタート

レースは、RRS 26 に従ってスタートする。スタート信号後の30分以降にスタートする艇は、「スタートしなかった」と記録される。これは付則A4を変更している。

11、リコール、ゼネラルリコール [NP]

リコールやゼネラルリコールは、RRSに基づき信号を発するが、レース委員会は信号と共に、VHF 74 chで、その艇の艇名又はセール番号を送信するように努める。

ただし、送信出来なかったり、送信の時期が適切でなかったとしても、救済要求の根拠にはならない。この項はRRS 62.1 (a) を変更している。

12、一時的なエンジンの使用

RRS 42.3 (h) を次のとおり変更し、適用する。

12.1 艇は次の条件で、そのレースで著しく有利にならない場合には、エンジン又はその他の方法で推進することができる。

①コース上の障害物（灯標、灯浮標、竹竿、発砲スチロールブイや浮玉等）又は船舶との衝突を緊急に防止しなければならない場合。

②強風又は無風、強潮を含む極端な天候から避難しなければならない場合

12.2 艇がエンジンを使用した場合、使用開始時刻、及び停止時刻（又は稼働時間）、及び使用状況（使用開始時点での概位・航走方向・航走距離等）を記録した申告を、抗議締切時刻までにレース本部に提出しなければならない。

12.3 申告に基づき、プロテスト委員会は適当と判断されるタイムペナルティを課すことがある。

13、タイムリミット

タイムリミットは15:00とする。この時刻までにフィニッシュしなかった艇は、フィニッシュしなかった（DNF）と記録される。これはRRS 35及びA4を変更している。

14、帰着申告

フィニッシュをもって帰着申告とする。

15、抗議

15.1 抗議書は、本指示書の末尾に添付する。抗議、救済要求および審問の再開の要求は、レース終了後90分以内にレース本部に提出されなければならない。

15.2 抗議は、出来るだけ早く、ほぼ受付順に審問される。

15.3 抗議の通告は、審問の場所及び時間、抗議の当事者、又は証人として指名された者を競技者に知らせるため、抗議受付締切時刻後30分以内に掲示される。

15.4 レース委員会、プロテスト委員会またはテクニカル委員会による抗議の公示をRRS 61.1 [b] に基づき伝えるために掲示する。

15.5 帆走指示書3、5、8、9、の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。

16、順位、得点及び大会の成立

16.1 順位は、レースの所要時間（秒）にレース委員会が決定したハンディキャップ（TCF）を乗じた修正所要時間（秒単位、以下は切捨て）による。

尚、参加各艇のTCF値はレース前に別途定める。

16.2 クラス内において、修正所要時間が同一の場合は、T.C.F. 値の低い艇を上位とする。

17、失格に代わる罰則

- 17.1 RRS第2章に関わる規則違反については、RRS44.2「2回転ペナルティー」を適用する。
- 17.2 個別リコールに関わる規則違反については、OCSに代わる罰則として、所要時間に5%を加算する「タイムペナルティー」を課す。これはRRS64を変更している。

18、賞

各クラスには次のとおりカップを授与する。

- ・参加艇が6艇以下の場合には、当該クラスの1位のみ。
- ・参加艇が7艇以上12艇以下の場合には、当該クラスの1位と2位とする。
- ・参加艇が13艇以上の場合には、当該クラスの1位、2位と3位とする

19、安全規定 [NP]

- 19.1 レース参加艇は、レースの為ハーバーエリアから出港後、レース終了後ハーバーエリアに帰港までの間、個人用浮揚用具（ライフジャケット）を着用しなければならない。これはRRS40を変更している。
- 19.2 JSAF登録艇が使用するライフジャケットは、「付則Bインショアレース用特別規定」5.01.1に規定されたものでなければならない。
- 19.3 JSAF非登録艇が使用するライフジャケットは、前項の機能を備えた「小型船舶安全規則に規定する小型船舶用救命胴衣（認証済・桜マーク付）でなければならない。
- 19.4 個人用浮力用具、救命胴衣、ハーネス等は、全ての着衣の上に装着すること。
- 19.5 ★ 二人乗クラス艇はジャックラインを取り付け、レース中は、乗員はハーネスでライフジャケットと繋げること。
- 19.6 艇は、レース海域で使用できる2台以上の携帯電話を携行すること。
- 19.7 艇は、電動ウインチ、オートパイロット、ウインドベーンの使用を認める。
- 19.8 レースからリタイアした艇は、出来るだけ早くレースコミッティーに申し出ること。

20、無線の使用 [NP]

- 20.1 艇は、緊急時を除き、レース中にVHF74chでの無線送信をしてはならない。
- 20.2 レース委員会は、上記1以外のいかなる通信形態・情報交換の方法も制限しない。この項はRRS41「外部の援助」に該当しないものとする。

21、責任の否定

このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加すること。(RRS4[レースをすることの決定]参照。)主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損傷または身体傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

22、レース本部・緊急連絡先

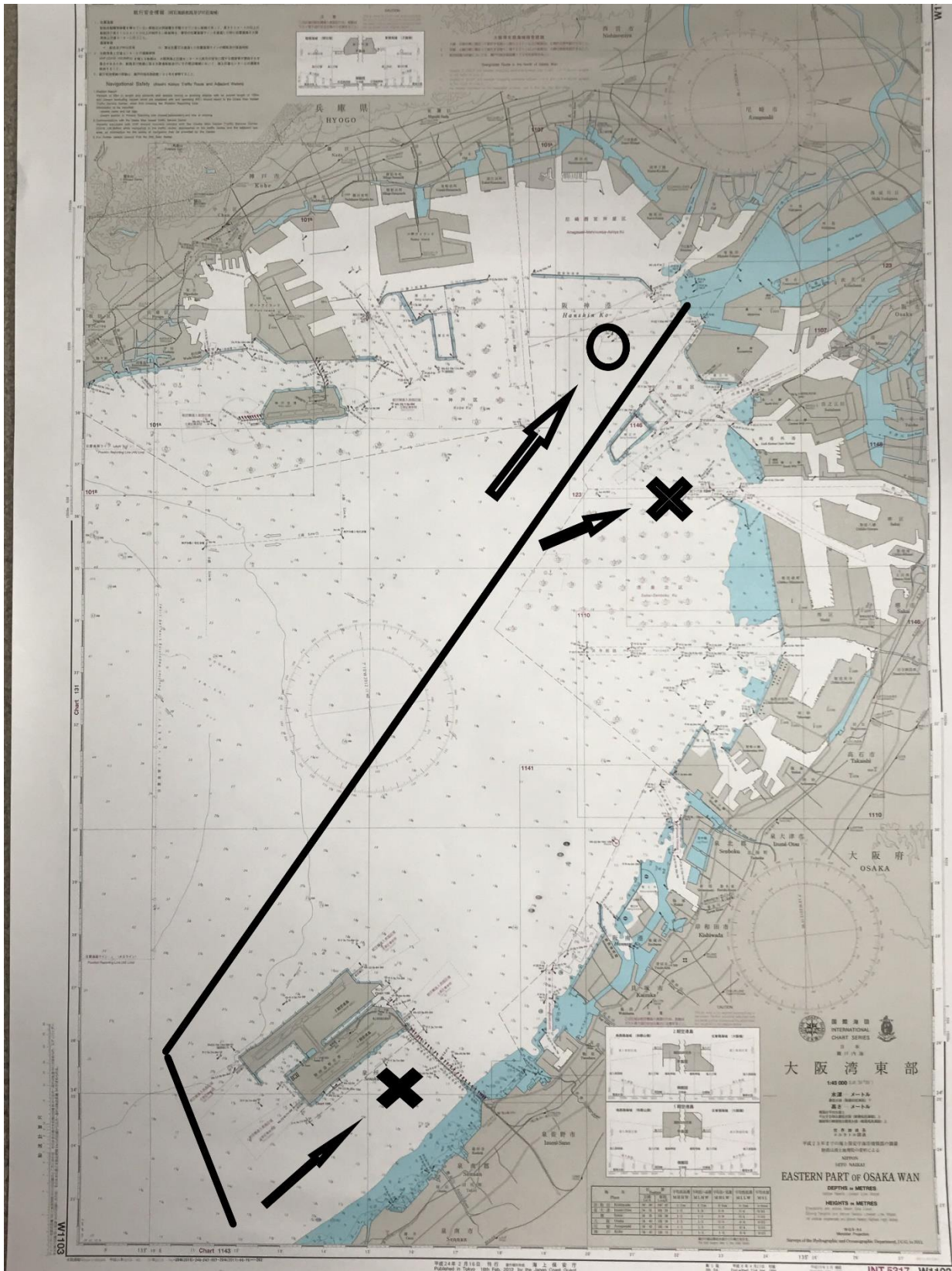
この大会のレース本部は 大阪北港ヨットクラブ内に置く

緊急連絡先 宇都宮則夫 090-5464-2423 レース委員長
 森村圭一郎 090-6909-0545 運営艇「Bartolome」

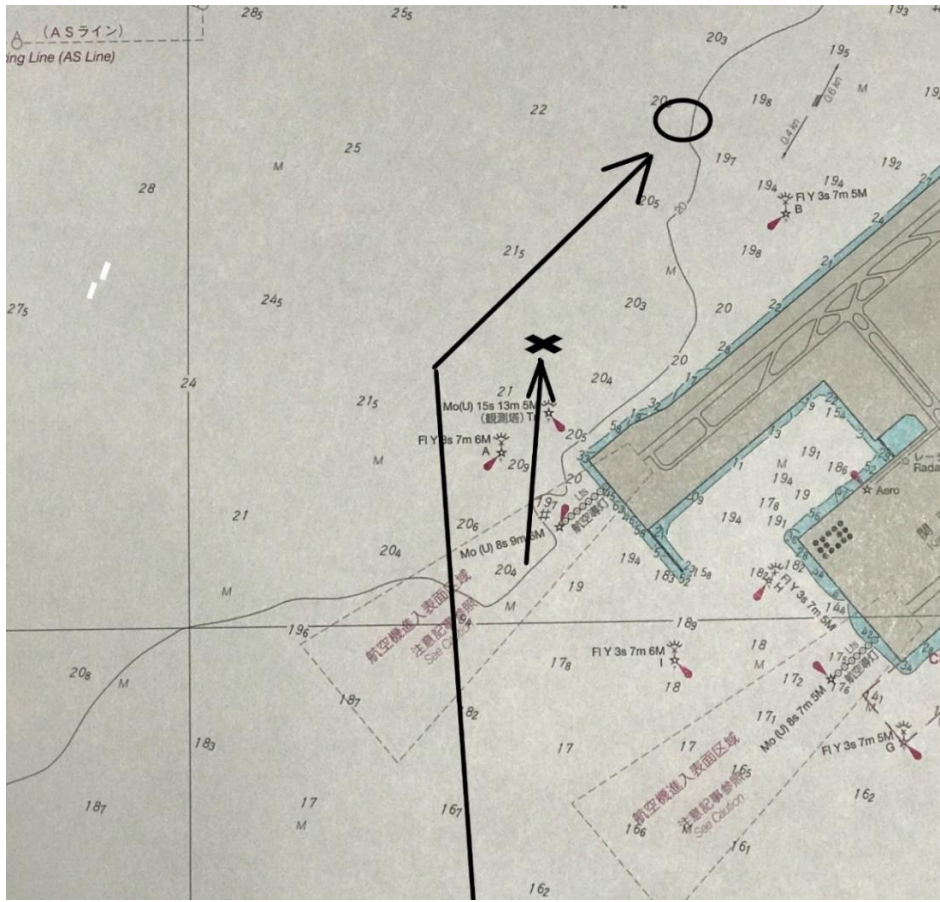
以上

付属文書① 海図（レース海域、コース概略図）

フィニッシュラインは、 $N34^{\circ} 40.25'$ $E 135^{\circ} 23.00'$ に設置する。

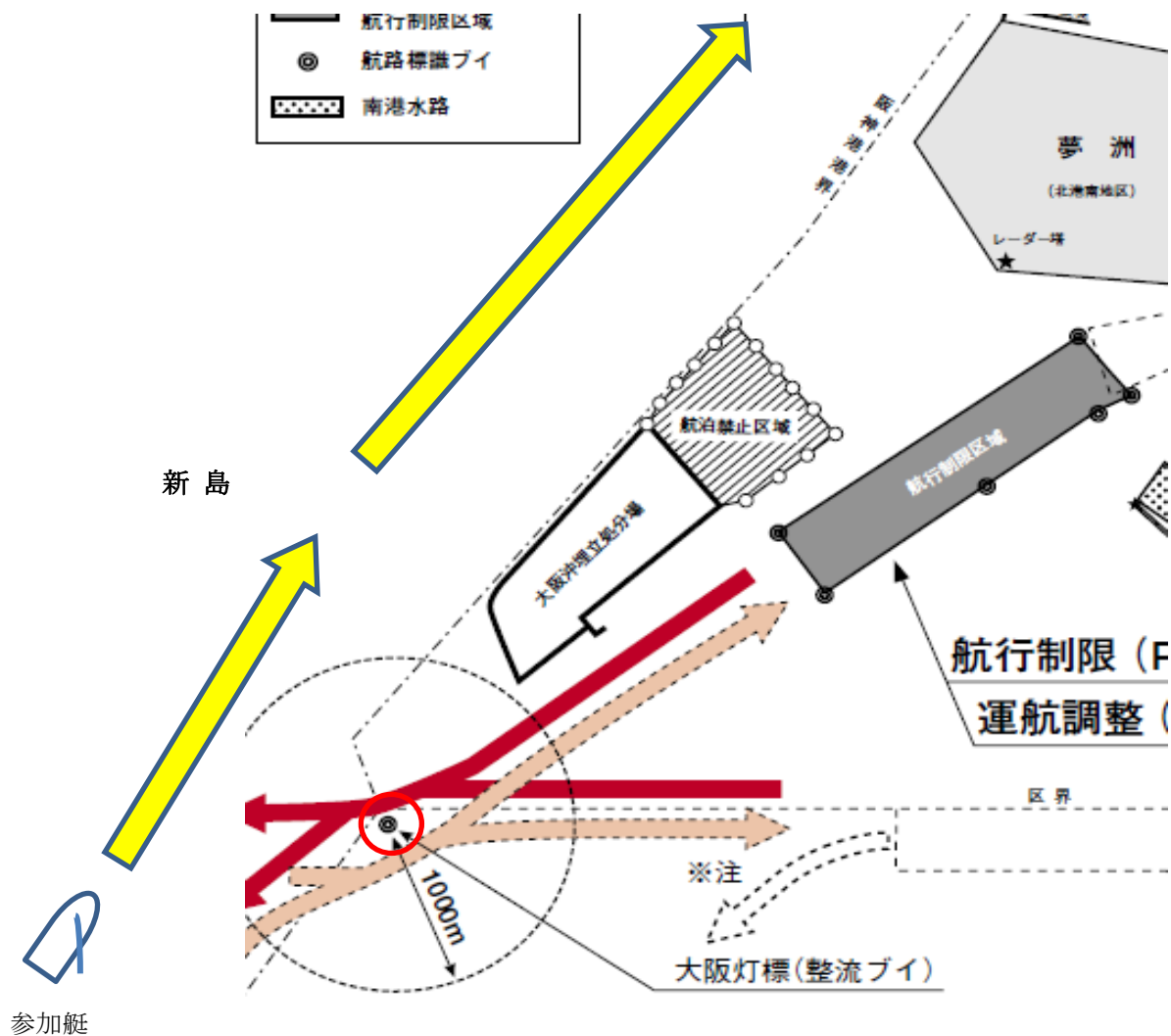


付属文書② 海図（関西空港島 西南角付近）



*観測塔①の西側を通過する事

付属文書③ 大阪北港（夢洲沖 新島付近）



*大阪灯標の西側を通過する事（黄色矢印を参照）

審問要求書／プロテスト委員会からのその他の処置要求書

| | | | |
|---|-------------|--------------------------|--------|
| 受付時刻 日付: 時刻: 受付者: | | 抗議締切時刻: | ケース番号: |
| 1. レース日: | シリーズ: | レース番号: | |
| 2. 審問の種類 <input type="checkbox"/> 抗議 - (艇の規則違反に関する申し立て) <input type="checkbox"/> DP ペナルティの報告 (規則 64.6) <input type="checkbox"/> 救済要求 <input type="checkbox"/> 支援者に関する報告 <input type="checkbox"/> 審問再開の要求 (規則 66) <input type="checkbox"/> 不正行為の報告 (規則 69) | | | |
| 3. 申立人 - 抗議者, 申立者, 救済要求者, 報告者 | | | |
| クラス/フリート: | セール番号/艇名: | または | 委員会名: |
| 所属: | 氏名: | 電話番号: | |
| 4. 被申立人 - 被抗議者, 救済を要求する委員会, 支援者, 不正行為の関係者 | | | |
| クラス/フリート/委員会名 | セール番号/艇名/氏名 | 電話番号(知っていれば) | |
| | | | |
| 5. 被抗議者への通知 - 抗議する場合, 抗議の意思をどのように伝えたか? | | | |
| 声かけ: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 赤色旗の掲揚: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 他の方法: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | | | |
| 6. インシデントの詳細 いつどこで? どのような状況か | | 見取り図 (必要に応じて): 風/潮の情報を含む | |
| 適用規則: | | 証人: (氏名) | |
| 取り下げの要求者: (氏名) | | 要求の承認者: (氏名) | |

不足があれば、別紙や裏面等に記載してください。